

屋外広告物 クリーンキャンペーンを実施しました

国土交通省が、9月1日から10日を「屋外広告物適正化旬間」として設定したことを受け、県内一斉に「屋外広告物クリーンキャンペーン」が実施されました。

キャンペーンの内容

- ①屋外広告物法および条例の普及啓発
- ②違反広告物の簡易除却
- ③違反広告物の是正取組

甲賀市においても、9月2日、違法な屋外広告物の簡易除却作業と、道路の不法占用物件に対する指導を行いました。

主に、電柱や柵、道路標識等に立てかけられた立看板や貼り札などを除却しました。除却した広告物は、期間を定めて市役所で保管しています。



▲除去作業の様子

今回除却した広告物

公共的物件や交通安全施設には、たとえ短い期間であっても、原則、立看板や貼り札などの広告物を表示することはできません。また、屋外広告物を表示する場合は、市への許可申請が必要です。

一人ひとりがルールを守り、きれいで安全なまちにしましょう。

はり札	30枚
立看板	17枚
広告旗	13個
計	60個
指導件数	2件

問い合わせ

都市計画課 景観係
☎65-0786 / ☎63-4601

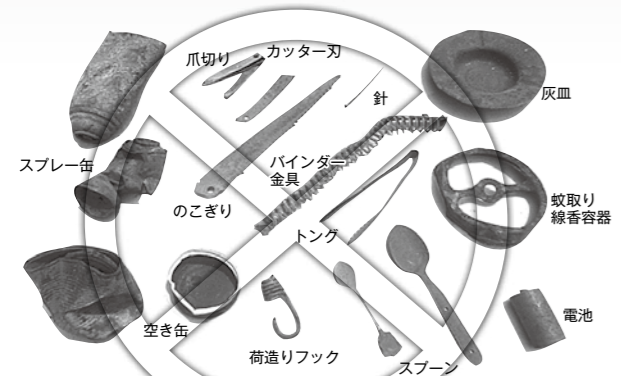
甲賀広域行政組合衛生センターからのお知らせ

可燃ごみの分別徹底にご協力を

衛生センターごみ処理施設では、甲賀市・湖南市内のご家庭、事業所から発生する燃えるごみを焼却処分しています。

燃えるごみの中に混入している鉄くずなどの不燃物が、焼却炉の運転停止や設備の損傷といった機械設備トラブルの原因となっています。

燃えるごみを排出される際には、不燃物が混入していないか、今一度確認をお願いします。



問い合わせ

甲賀広域行政組合 衛生課
☎62-0483 / ☎63-0886
生活環境課 廃棄物対策係
☎65-0690 / ☎63-4582

まちづくりの基本理念を定め、土地利用に関する手続や基準を定めたものです。

●甲賀市みんなのまちを守り育てる条例

●甲賀市景観条例
甲賀市景観計画を推進するため、良好な景観の形成に関する行為の制限に係る事項や、届出の必要な行為、景観まちづくりの支援などについて定めたものです。

●甲賀市景観条例

●開発許可取扱基準・技術基準
開発行為等に関する具体的な基準を定めた手引きです。

詳細は甲賀市ホームページでご覧いただけるほか、都市計画課、旧支所である、土山地域市民センター、甲賀大原地域市民センター、甲南第一地域市民センター、信楽地域市民センターで縦覧できます。

問い合わせ
都市計画課 景観係
☎65-0786 / ☎63-4601
都市計画課 開発指導係
☎65-0600 / ☎63-4601

「まちづくり」にかかる改正条例等を施行しました

平成25年10月1日

であい・こうか八景 フォトコンテスト

作品募集

住む人が、自然やまちなみなど景観の美しさを誇りに思い、愛着を持って永住できようなまち、また、訪れる人が住んでみたくなるような美しいまち、そんなまちづくりのために「であい・こうか八景」をテーマとしたフォトコンテストを実施します。



募集期間：【第1期】平成25年10月1日(火)～平成26年1月31日(金)
※第2期、第3期募集をそれぞれ平成26年に実施予定です。

参加資格：市内外在住、年齢を問わずどなたでも応募できます。

表彰・展示：平成26年度に展示会及び表彰式を予定しています。
期ごとに、最優秀賞1点、優秀賞数点、入選数点を選定します。

審査について：主催者の選定した審査員にて審査します。

応募要項

1. 応募作品は、「であい・こうか八景」にちなんだ甲賀市内の景観を概ね3年以内に撮影したものとします。
2. 市役所庁舎並びに市内23の地域市民センターに設置しています「応募用紙」に必要事項をすべて記入してください。なお、この応募用紙は甲賀市のホームページからもダウンロードしてご利用いただけます。
3. 作品はカラーとしデジタル・フィルムは問いません。ただしデジタルの場合は、概ね500万画素以上のデジタルカメラを用いて撮影されたもので、過度な画像処理や合成は不可とします。
4. 応募作品は単写真とし、四切若しくはW四切又はA4サイズにプリントした写真(家庭用プリントでも可)を送付してください。また写真の裏面に応募用紙又は次の事項を記入した紙を貼付してください。
①氏名②連絡先電話番号③郵便番号④住所⑤作品タイトル⑥「であい・こうか八景」該当番号⑦撮影場所⑧撮影年月日⑨撮影対象物⑩写真に対するコメント
5. 入賞作品は後日、原版(ネガフィルム・データ等)の提出をしていただきます。
6. 応募できる点数は、1期あたり一人3点までとします。
7. 作品は、応募者本人が撮影したもので他のコンテスト等に出品していない写真に限りです。

注意事項

1. 応募作品は返却しませんので予めご了承ください。
2. 入賞作品の著作権は、甲賀市に帰属します。使用目的としては、広報紙やホームページにおいて紹介させていただくほか、ホームページにおける当市のイメージ写真としての活用、展示会及び表彰式での展示、また当コンテストや景観計画に関する印刷物、市主催・後援イベントのポスター等の印刷物などでの活用を予定しています。
3. 応募作品は知的所有権、人物写真においては肖像権等を侵害していないことを十分確認してください。
4. 応募作品の中に、第三者の知的所有権及び肖像権等を含む場合は、該当するすべての権利者から、事前の使用承諾を得たうえで応募してください。
5. 応募作品の使用により、応募者及び第三者に生じた一切の侵害については、応募者の責任とし、主催者はその責任を負わないものとします。
6. この規定に反する場合や条件を満たさない場合、その他主催者が不適切と判断する場合、その応募を無効とします。

応募方法

郵送または持参してください。
〒528-8502
甲賀市水口町水口6053番地 甲賀市広報課
であい・こうか八景フォトコンテスト担当
※持参の場合は、土日祝日を除く平日月曜～金曜の8時30分から17時15分まで受付。

問い合わせ

広報課 広報広聴係
☎65-0675 / ☎63-4619